



2022年5月18日

各 位

会 社 名 永大化工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 浦 義則  
(コード番号：7877 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員管理本部長 田中 敏幸  
(TEL. 06-6791-3355)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第67回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）に所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款の変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第19条～第38条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>附則</u> 当社は、第64回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する損害賠償責任の取締役の決議による一部免除及び当該責任を限定する契約については、当該変更の効力が生ずる前の当会社定款第44条の定めは、なお効力を有する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部にについて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第64回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する損害賠償責任の取締役の決議による一部免除及び当該責任を限定する契約については、当該変更の効力が生ずる前の当会社定款第44条の定めは、なお効力を有する。</p>

<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等の経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--------------	---

以 上